

第 15 回兵庫県港湾審議会 姫路港特別部会

議 事 錄

令和 4 年 1 月 25 日

兵 庫 県 県 土 整 備 部

## 第 15 回兵庫県港湾審議会 姫路港特別部会

- 1 日 時 令和 4 年 1 月 25 日 (火) 14 時 45 分～15 時 30 分  
2 場 所 ラッセホール 地下 1 階 リリー (web 会議開催)  
3 あいさつ 兵庫県県土整備部土木局長 杉浦 正彦  
4 議 事  
姫路港港湾計画 (軽易な変更) について

### 6 出 席 者

会長	竹林幹雄
委員	石黒一彦
〃	今西珠美
〃	鍬田泰子
〃	山縣宣彦
〃	田沼政男
〃	水田裕一郎
〃	清元秀泰
〃	東川直正
〃	田中航二郎
	(代理) 宮崎崇史
	(代理) 松本英雄

## 兵庫県港湾審議会姫路港部会

日 時：令和4年1月25日（火）

場 所：ラッセホール 地下1階 リリー

○上村港湾課副課長 それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから第15回  
兵庫県港湾審議会姫路港特別港部会を開催いたします。

本日総会に引き続きまして、港湾課副課長の上村が司会進行を務めさせていただきます。  
よろしくお願ひします。それでは、座って進行をさせていただきます。

まず、ウェブ会議にかかる注意点を御説明いたします。独自に録画、録音、写真撮影  
はしないようお願ひします。また、会議中はマイク機能をミュート、カメラ機能につい  
てはオンで御参加をお願いいたします。

御発言の際はマイクのミュートを解除していただき、所属・氏名をおっしゃってから  
発言をお願いします。マイク機能、マイクが利用できない場合は、チャット機能を御利  
用ください。

まず、送付しております資料につきまして、配布資料リストを添付してございますの  
で、そちらを基に御確認をお願いします。

それでは開会に当たり、兵庫県国土整備部土木局長、杉浦より、御挨拶申し上げます。  
お願ひします。

○杉浦土木局長 兵庫県国土整備部土木局長の杉浦でございます。総会に引き続きまして、  
姫路港特別部会につきまして、よろしくお願いいいたします。

本日御審議いただきます姫路港の港湾計画の軽易な変更の内容につきましては、姫路  
の港湾、臨海部の産業の一翼を担います企業の専用施設に関するものでございます。十  
分な審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。  
本日はよろしくお願いいいたします。

○上村港湾課副課長 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、本会の成立要件について御報告申し上げます。委員  
11名のうち、ウェブ出席者10名の御出席をいただいております。過半数を超えてお  
りますので、兵庫県港湾審議会条例第5条第2項の規定により本会は成立しております。  
なお、本会は兵庫県港湾審議会運営要綱第5条第3項に基づき公開しており、本日の

傍聴者は報道関係者1名であることを御報告申し上げます。

報道関係者の方は、これ以降の写真撮影、録画等は御遠慮ください。

これより、お手元の議事次第に基づきまして、議事を進行してまいります。委員の皆様のお一人お一人を御紹介したいところではございますが、本日は時間も限られておりますので、配布資料の出席者名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

それでは、兵庫県港湾審議会運営要綱第5条の規定によりまして、竹林特別部会長が議長を務めることとなっております。竹林特別部会長、マイクをオンにしていただき、よろしくお願ひします。

○竹林特別部会長 どうもありがとうございました。神戸大学の竹林です。特別部会長ということで、よろしくお願ひします。

委員の皆様には、大変御多忙の中出席いただきまして、どうもありがとうございました。議事を速やかに進行していきたいと思いますので、御協力のほどお願ひいたします。

それでは、当審議会の運営要綱の第8条第2項に規定されております本日の特別部会の議事録の署名人といたしまして、石黒委員と田中委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

では、早速でありますけど、議事に入らせていただきたいと思います。

先に令和3年12月28日付で兵庫県知事から当港湾審議会に諮問があり、運営要綱第9条第2項の規定により、姫路港特別部会で審議を行います。本日は姫路港において港湾施設などの変更を行うための、姫路港港湾計画（軽易な変更）について審議いただきます。姫路港港湾計画（軽易な変更）の内容につきましては、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○林港湾課主幹 兵庫県港湾課の計画担当主幹、林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。それでは1号議案「姫路港港湾計画（軽易な変更）」について、御説明いたします。

計画書はお手元にお配りしていますA4縦の資料2(2)、資料2(3)が本来の資料となりますが、文字中心でちょっと分かりにくいところもございます。別途その内容を分かりやすく示したものをスライドで御用意しておりますので、こちらで御説明いたします。なお、お手元の資料2(1)にも同じものをお配りしておりますので、どちらも併せて御覧ください。

それでは、画面に沿って御説明させていただきます。まず、今回の軽易な変更の概要

についてです。変更箇所はスライド左下、計画図に赤丸で表現しております浜田地区。変更理由は、立地企業の要請に基づきまして、姫路港浜田地区において危険物取扱施設、水域施設計画を変更するというものです。なお、危険物取扱施設については、株式会社日本触媒姫路製造所の専用施設です。

次に、こちらは浜田地区の航空写真です。株式会社日本触媒は、紙おむつなどに使われております高吸水性樹脂の生産における世界トップクラスの化学品メーカーで、グループ全体の世界シェアは1位と聞いております。今回の姫路港港湾計画（軽易な変更）の対象施設を保有している姫路製造所について、アクリル酸や高吸水性樹脂など、主要事業をはじめとした多様な製品を研究、生産しており、姫路製造所は高吸水性樹脂の生産量においてグループ全体の約5割を占めていると聞いております。

続きまして、今回の軽易な変更の目的について御説明いたします。下段、計画図に赤丸で表しておりますのが、今回の変更場所でございます。上の文章のほうにいきますが、①番、株式会社日本触媒は、経過年数が最大で53年となっております専用ドルフィン4基の老朽対策として、順次更新をしたいと考えております。更新に当たっては、常時ドルフィン4基の運用を維持する必要があるため、既設と同水深の専用ドルフィン1基を新設することを計画しております。②番、この①番に対応しまして、航路・泊地を拡幅するものでございます。

続きまして、軽易な変更の内容について御説明いたします。図の赤色で表しておりますドルフィンが、今回新たに計画する施設になります。危険物取扱施設計画について、水深5メートルの既存4基の南側に同水深のドルフィン1基を計画するというものでございます。

続きまして、水域施設計画についてです。図の青塗りで表現しております場所が、今回拡幅する航路・泊地になります。危険物取扱施設計画に対応しまして、航路・泊地の面積を現状の13.9ヘクタールから1.2ヘクタール拡幅し、15.1ヘクタールとするものでございます。

続きまして、出入港操船例図を確認いたします。スライドにお示ししておりますのは、左舷着の場合です。今回の対象船舶は、当航路・泊地の既存4基に受け入れております最大船型といたしまして、重量トン数1,500トン、全長71.9メートル、幅12メートル、満載喫水4.5メートルの船舶としております。

左側がタグボートを配備する場合の図。右側がタグボートを配備しない、ただしその

場合はサイドスラスターを装備している船舶という形で想定をしております。タグボートの配備、またはサイドスラスターを装備した船舶の入出港によります場合、港湾の技術基準に基づきますと、対象船舶の船長の2倍の回頭円が必要となります。対象船舶が71.9メートルですので、その2倍の直径144メートルの回頭円が航路・泊地の中に描く必要がございますが、しっかりと収まっておりまして、安全な離接舷が可能と判断しております。

続きまして、右舷着の場合です。左舷着の場合と同じく、左側がタグボートを配備する場合。右側がタグボートを配備しない場合のものでございます。ただし、配備しない場合は先ほどと同様、サイドスラスターを装備している船舶となります。こちらの場合も、左舷着と同様、対象船型が71.9メートルの2倍、直径144メートルの回頭円が航路・泊地の中に収まっていますので、安全な離接舷が可能と判断されます。

続きまして、今回の軽易な計画に係る環境影響についてです。今回の計画変更は、取扱貨物量や入出港船舶の増加ではなく、水質や潮流、地形等に著しい影響を与える施設の設置はないため、環境に及ぼす影響は軽微であると、県環境局のほうに御判断いただいております。

変更の内容は以上となります。

続きまして、その他の事項といたしまして、一つ御説明させていただきます。

浜田地区の海面処分用地につきまして、埋立て免許申請の際、現地測量を行っておりましたら、面積に齟齬がございました。工業用地17.7ヘクタールが現計画でございますが、こちらのほうが実測によりますと、正しくは20.7ヘクタールになります。こちらに数字を修正させていただいております。この場所につきましては、過去に何度も変更を重ねているところでございまして、昭和59年の軽易な変更の際、3ヘクタールの誤りがございました。その後の変更で地形形状が変わらないことから、埋立て面積を一定にしてその差分だけの修正で来てしまったために、その誤りが今回の測量において発覚したということでございます。申し訳ございません。告示においても本修正の旨記載し、周知を図ることといたしております。

続きまして、最後に今後のスケジュールとなります。軽易な変更でございますので、本日の審議会での了承を頂きましたら、今後、国土交通大臣へ計画を送付いたしまして、速やかに港湾計画の概要の公示と移らせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○竹林特別部会長 どうも御説明ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたけども、この軽易な変更につきまして、御質問あるいは御意見等ございましたらお願ひしたいと思います。発言される際は、マイクのミュートを解除していただきて、所属とお名前をおっしゃってから発言をお願いしたいです。いかがでしょう。あるいは上に、手を挙げる、何かアイコンみたいなものがありますが、そちらで示していただきても結構ですけども。いかがでしょう。

○山縣委員 よろしいでしょうか。

○竹林特別部会長 どうぞ。

○山縣委員 山縣でございます。

一つお聞きしたいんですが、今回の軽微な変更で、航路・泊地が増えるような形になるわけですけれども、この場所というのは、浚渫等の工事はあるんでしょうか。そこだけをお聞きしたいんですけど。

○竹林特別部会長 じゃあ、事務局のほうでお願いしたいと思います。

○林港湾課主幹 現状で水深がやはり足りておりませんので、浚渫をすることになっております。ボリュームはおおむね6万立米と、浚渫工事自体は民間事業者の日本触媒のほうすることになっております。

○竹林特別部会長 では浚渫工事をされるということですね。

○林港湾課主幹 そういうことです。

○竹林特別部会長 山縣委員、お願ひいたします。

○山縣委員 そうすると、その土の処分についてなんですが、環境に及ぶ影響は軽微だということですけれども、そこの確認は取れているという認識でよろしいんですね。

○竹林特別部会長 事務局、お願ひします。

○林港湾課主幹 今回浚渫をする方は、このような計画の中で位置づけさせていただきておりますが、具体的にどこに処分するというところまでは、まだ決まっていません。可能性としては姫路港の中の海面処分用地等になると思います。実際捨てる場合は、埋立て免許の中で、あるいは実際に捨てる際の海上保安部さん、港長さんへの届出等で、必要な環境調査はなされていくものと思っています。

○竹林特別部会長 ありがとうございました。

そういう形でよろしいでしょうか、山縣委員。

○山縣委員 分かりました。

○竹林特別部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、あるいは御質問等ございますでしょうか。

特によろしいですか。もし、ないようでございましたら、「姫路港港湾計画（軽易な変更）」について、本特別部会の結論といたしましては、原案に対して異議ありませんと、答申したいと思いますけども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○竹林特別部会長 じゃあ、異議なしということでおろしいでしょうか。ありがとうございます。兵庫県知事に対しましては、原案に対して意義ありませんという形で答申をしたいと思います。

それでは「姫路港港湾計画（軽易な変更）」につきましては、答申後、速やかに港湾計画変更の手続を進めていただきますようにお願いしたいと思います。

皆様の御協力によりまして円滑に議事が進行しました。どうもありがとうございます。本日の審議につきましては、ここで終了したいと思いますので、司会を事務局にお返しします。

○上村港湾課副課長 竹林特別部会長をはじめ、委員の皆様、総会に引き続きまして長時間の御審議、お疲れさまでした。

本日の兵庫県港湾審議会姫路特別港部会はこれをもちまして閉会させていただきます。ありがとうございました。

\_\_\_\_\_  
（署名人）

\_\_\_\_\_  
（署名人）